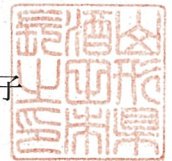


公募型プロポーザルの公告

酒田市十里塚風力発電所の発電による電力を活用した電力地産地消事業について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和6年12月2日

酒田市長 矢口 明 子



1 業務の概要

- (1) 業務名 酒田市十里塚風力発電所の発電による電力を活用した電力地産地消事業
- (2) 業務内容 発注者は、酒田市十里塚風力発電所の所内消費電力等を除く全ての発生電力を受注者に供給し、受注者は、これを全量購入するものとする。受注者は、「(3) 対象施設」に掲げる公共施設に電力を供給するとともに、公共施設への供給電力量に相当する酒田市十里塚風力発電所のトラッキング付きFIT非化石証書を調達すること。
- (3) 対象施設
 - ①発電施設 酒田市十里塚風力発電所
 - ②供給施設 小中学校29校
- (4) 契約方法 公募型プロポーザル方式により受注候補者を特定し、本市と受注候補者が仕様等について協議を行い、協議が整った時点で随意契約により電力需給契約等を締結する。
- (5) 予定履行期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

2 参加資格要件

本企画提案への参加資格を有する者は、単独事業者又は複数の法人により構成されるグループとし、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。グループについては、(1)から(4)の要件は構成員のすべてが満たし、(5)の要件は構成員のいずれかが満たしていること。なお、単独事業者又はグループの構成員として参加表明手続をした者は、他のグループの構成員として参加できないものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 酒田市暴力団排除条例(平成24年条例第10号)第2条第1項第1号の規定に定める暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (3) 次のいずれかの条件を満たすこと。
 - ①酒田市契約規則(平成17年規則第58号)第27条第3項に規定する指名競争入札参加者登録簿(令和5・6年度)に登録されていること。
 - ②指名競争入札参加者登録簿(令和5・6年度)に未登録の場合は、参加表明書の提出時まで、参加資格審査申請を行い、登録が完了していること。
- (4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)に規定する「小売電気事業者」又は同法に規定する「小売電気事業者が行う小売供給に関する契約(以下「小売供給契約」という。)

の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者」であること。
(5) 酒田市内に本社を有すること。

3 参加表明手続

本業務の企画提案に参加しようとする者は、「電力地産地消事業者の選定に係る公募型プロポーザル実施要領」(以下「実施要領」という。) 5に定めるところにより必要書類を提出すること。

4 企画提案書等の提出

企画提案書等は、実施要領7に定めるところにより必要書類を提出すること。

5 審査方法

提出された企画提案書は、実施要領8に定めるところにより審査し、最優秀提案事業者及び次点者を選定する。

6 その他

(1) その他詳細は、実施要領に定めるところによる。実施要領及び各種提出様式は、酒田市ホームページ (<http://www.city.sakata.lg.jp/>) に掲載する。

(2) 本プロポーザルは、予算の成立を前提に準備行為として行うものである。